

浜松市監査基準の策定について

1 概要

地方自治法の一部改正に伴い、監査基準に関する規定の整備等が新設（令和2年4月1日施行）され、総務大臣から示された指針を基に、現在、任意で作成・運用されている浜松市監査基準を見直し、新たに策定したもので、監査委員の合議が整ったことから報告するもの。

2 策定の主なポイント

(1) 監査基準とは

監査委員が行うことされている監査、検査、審査その他の行為に関して監査委員のよるべき基本事項を定めたもの。（第1条）

(2) 主な策定内容

ア 指導的機能の発揮（第6条）

監査等を実施するに当たり、その対象部局に対し、適切に指導的機能を発揮する。

イ 監査計画（第9条）

監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク、過去の監査等の結果や措置状況等を勘案して計画を策定する。

ウ 内部統制に依拠した監査等（第11条）

内部統制の整備状況や運用状況について情報を収集し、内部統制に依拠した監査等を実施する。

エ 各種の監査等の有機的な連携及び調整（第14条）

各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整する。

オ 措置状況の公表等（第20条）

監査結果に関する報告を提出した者に措置状況の報告を求め、講じた措置の内容を受けた場合は措置内容を公表する。

3 施行期日

この監査基準は、令和2年3月12日開催予定の総務委員会報告後直ちに告示し、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

地方自治法（抜粋）

第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（中略）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

2 （略）

第198条の4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

2 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

3 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 (略)

5 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。